

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

H23.12.22付国土用第27号地価調査課長通知

赤字下線：今回改正箇所

(最近改正：R2.3.11付国土用第66号)

新	旧
<p data-bbox="212 284 257 306"><u>別紙</u></p> <p data-bbox="667 316 1025 338">H23.12.22 付国土用第 27 号地価調査課長通知</p> <p data-bbox="721 351 1025 373"><u>(最近改正 R2.3.11 付国土用第 66 号)</u></p> <p data-bbox="430 418 810 443" style="text-align: center;">用地補償総合技術業務費積算基準</p> <p data-bbox="212 491 362 513">第 1 適用範囲</p> <p data-bbox="250 523 1025 571">この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p data-bbox="212 603 362 625">第 2 積算基準</p> <p data-bbox="212 651 362 673">1 業務費の構成</p> <p data-bbox="250 683 833 705">この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div data-bbox="228 730 1003 976"> <pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- BOV[業務原価] BP --- GME[一般管理費等] BOV --- DOV[直接原価] BOV --- IOV[間接原価] DOV --- DPC[直接人件費] DOV --- DE[直接経費] DE --- M[材料費等] DE --- FT[旅費交通費] DE --- O[その他] IOV --- OOV[その他原価] </pre> </div> <p data-bbox="212 1008 362 1031">2 業務費の内容</p> <p data-bbox="228 1040 340 1062">(1) 直接原価</p> <p data-bbox="228 1072 721 1094">直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。</p> <p data-bbox="250 1104 385 1126">1) 直接人件費</p> <p data-bbox="273 1136 1025 1184">直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p data-bbox="250 1193 362 1216">2) 直接経費</p> <p data-bbox="273 1225 833 1248">直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="273 1257 385 1279">イ 材料費等</p> <p data-bbox="295 1289 855 1311">材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。</p> <p data-bbox="273 1321 407 1343">ロ 旅費交通費</p> <p data-bbox="295 1353 945 1375">旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。</p> <p data-bbox="273 1385 721 1407">ただし、イ、ロ以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p data-bbox="228 1439 362 1461">(2) その他原価</p> <p data-bbox="228 1471 1025 1519">その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。なお、打合せ協議、公共用地交渉に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人</p>	<p data-bbox="1572 316 1930 338">H23.12.22 付国土用第 27 号地価調査課長通知</p> <p data-bbox="1626 351 1930 373"><u>(最終改正 H30.2.16 付国土用第 39 号)</u></p> <p data-bbox="1335 418 1715 443" style="text-align: center;">用地補償総合技術業務費積算基準</p> <p data-bbox="1124 491 1274 513">第 1 適用範囲</p> <p data-bbox="1162 523 1937 571">この積算基準は、用地補償総合技術業務を委託する場合の業務費を積算するときに適用するものとする。</p> <p data-bbox="1124 603 1274 625">第 2 積算基準</p> <p data-bbox="1124 651 1274 673">1 業務費の構成</p> <p data-bbox="1162 683 1744 705">この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。</p> <div data-bbox="1135 730 1910 976"> <pre> graph LR BF[業務費] --- BP[業務価格] BF --- CT[消費税等相当額] BP --- BOV[業務原価] BP --- GME[一般管理費等] BOV --- DOV[直接原価] BOV --- IOV[間接原価] DOV --- DPC[直接人件費] DOV --- DE[直接経費] DE --- M[材料費等] DE --- FT[旅費交通費] DE --- O[その他] IOV --- OOV[その他原価] </pre> </div> <p data-bbox="1124 1008 1274 1031">2 業務費の内容</p> <p data-bbox="1135 1040 1247 1062">(1) 直接原価</p> <p data-bbox="1135 1072 1628 1094">直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分するものとする。</p> <p data-bbox="1158 1104 1292 1126">1) 直接人件費</p> <p data-bbox="1180 1136 1933 1184">直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p> <p data-bbox="1158 1193 1270 1216">2) 直接経費</p> <p data-bbox="1180 1225 1762 1248">直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="1180 1257 1292 1279">イ 材料費等</p> <p data-bbox="1202 1289 1762 1311">材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とする。</p> <p data-bbox="1180 1321 1314 1343">ロ 旅費交通費</p> <p data-bbox="1202 1353 1852 1375">旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とする。</p> <p data-bbox="1180 1385 1628 1407">ただし、イ、ロ以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p data-bbox="1135 1439 1270 1461">(2) その他原価</p> <p data-bbox="1135 1471 1933 1519">その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。なお、打合せ協議、公共用地交渉に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人</p>

新

⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。

表9-5-1

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

旧

⑥-5 機械設備補償額算定書の照合

機械設備補償額算定書の照合は、表9-5-1の区分によって行うものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備BをCとする)

イ 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる）工場より多い。

ロ 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している）かつ多い。

ハ 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。

ニ プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる）化機械（装置）が多い。

ホ 規模の大きな機械が多い。

ヘ 特殊な機械が多い。

ト 製品等の多種品の製造装置を持っている。

チ 受電契約電圧が6,000V以上である。

表9-5-1

区 分	判 断 基 準
機械設備A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む）が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業

新

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

各区分の直接人件費の積算は、表9-5-2により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表9-5-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.20	0.20人	
			技師A	—	0.34	0.34人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	1.25	1.25人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師B	—	1.56	1.56人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.35	1.35人	
			技師B	—	1.79	1.79人	

旧

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

機械設備E	<u>機械設備Dに掲げる業種のうち、⑥-5 機械設備補償額算定書の照合のただし書きに該当すると判断されたもの</u>
-------	--

各区分の直接人件費の積算は、表9-5-2により行うものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- イ 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- ロ 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表9-5-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	技師長	—	0.20	0.20人	
			技師A	—	0.34	0.34人	
			技師B	—	0.46	0.46人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	0.93	0.93人	
			技師B	—	1.25	1.25人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.17	1.17人	
			技師B	—	1.56	1.56人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	技師長	—	0.70	0.70人	
			技師A	—	1.35	1.35人	
			技師B	—	1.79	1.79人	
機械設備E	事業所	<u>設置面積 400㎡以上 600㎡未満</u>	<u>技師長 技師A 技師B</u>	<u>— — —</u>	<u>0.70 1.52 2.04</u>	<u>0.70人 1.52人 2.04人</u>	

新

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

機械設備Aの場合 表9-5-3

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40

20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
14.00	17.60

⑥-6 生産設備補償額算定書の照合

生産設備補償額算定書の照合は、表9-6-1の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-6-2により行うものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表9-6-1

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必

旧

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-5-3の補正率表を適用するものとする。

機械設備Aの場合 表9-5-3

機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C、D及びEの場合

機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40

20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
14.00	17.60

⑥-6 生産設備補償額算定書の照合

生産設備補償額算定書の照合は、表9-6-1の区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-6-2により行うものとする。

なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表9-6-1

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的には係わらないが、間接的に必

新

- 注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-7-3 の補正率を適用するものとする。
- 注 3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表 9-7-3

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上
5.70	7.80	10.40

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表 9-8-1 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-8-2 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 9-8-1 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表 9-8-1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p>

旧

- 注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注 2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-7-3 の補正率を適用するものとする。
- 注 3 附帯工作物の敷地面積の認定は、当該敷地面積から庭園として計上した面積を控除した面積とする。

表 9-7-3

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上
5.70	7.80	10.40

⑥-8 立竹木補償額算定書の照合

立竹木補償額算定書の照合は、表 9-8-1 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 9-8-2 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 9-8-1 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、⑥-7 附帯工作物補償額算定書の照合に含めるものとする。

表 9-8-1

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p>